

博物館入館料減額（免除）申請書の記載について

申請書は手書き用の [PDF書式](#) と、パソコンから入力できる [ワード書式](#) を用意していますのでご利用ください。

また、[記載例](#)（PDF）を掲載していますので、参考にしてください。

1 提出部数	1 部	本館と分館それぞれ作成してください。
2 提出方法	下記あてに郵送してください。 〒990-0826 山形市霞城町1 - 8 山形県立博物館長 朱書きで【 減免申請書 在中 】とお書き添えください。	
3 提出期限	入館日の <u>2週間前</u> までに投函してください。	
4 回 答	受領後に、FAXで申請確認の文書をお送りします。	
5 留意事項	申 請 者	学校にあっては学校長、その他は所属長の職・氏名で申請してください。
	入 館 者 数	成年者と未成年者（学生を含む）の内訳、及び学校の場合は学年と学級数を記入してください。
	代表者・職・氏名	引率される代表者の電話番号を忘れずに記入してください。
	入 館 の 目 的	入館の目的を具体的に記入してください。
	減免を申請する理由	下記制度に照らして記載ください。
	備 考	他に要望事項がありましたならお書き添えください。
当日の学習（指導）計画・日程表などありましたなら、あわせて送付ください。		

【教育機関の組織及び運営に関する規則（抜粋）】

第8章 博物館

（入館料の減免）

第52条 山形県立博物館条例第7条の規定により、次の各号の一に該当する者については、入館料を免除する。

- （1） こどもの日、文化の日その他教育長が指定する日において博物館が主催する教育、学術及び文化の普及向上に資する行事に参加する者
- （2） 土曜日又は日曜日に入館する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者
- （3） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者及び療育手帳の交付を受けている者
- （4） 前号に規定する者が観覧するために必要と認められる付添人

2 山形県立博物館条例第7条の規定により入館料の減免を受けることができる者は、前項に規定する者のほか、次の各号の一に該当する者とする。

- （1） 教育課程に基づく教育活動として入館する児童、生徒、学生及びこれらの引率者
- （2） その他教育長が公益上特に必要があると認める者

第53条 前条の入館料の減免を受けようとする者（前条1項に規定する者は除く。）は、博物館入館料減額（免除）申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。